

令和3年度介護報酬改定に係る総合事業の変更について

熱海市 長寿介護課

※通所型サービスA(指定)から従前相当サービス半日型への指定基準の移行は令和3年10月からとする。

通所型サービスの類型（指定事業者）（令和3年4月から9月）

コード：A6

サービス種別	総合事業通所介護(予防給付相当サービス)	総合事業通所型サービスA(指定)
対象者	要支援1・要支援2・事業対象者	
サービスの内容	<ul style="list-style-type: none"> ○従来の予防相当基準で1日型のデイサービス ○生活機能の向上トレーニングを行うことで、改善や維持が見込まれるよう機能訓練を中心に実施する ○入浴を含む健康相談や生活指導、機能訓練を含む運動、送迎、食事 	<ul style="list-style-type: none"> ○基準を緩和した半日型のデイサービス ○個々に合ったトレーニングやレクリエーションを半日行うことで、改善や維持が見込まれるよう機能訓練を実施する ○健康相談や生活指導、機能訓練を含む運動、送迎、（食事、入浴）
ケアマネジメントの類型	ケアマネジメントA(原則的なケアマネジメント)	
単価	<ul style="list-style-type: none"> ○(週1回程度)要支援1・事業対象者 384単位/回 月5回以上 1,672単位/月 ○(週2回程度)要支援2 395単位/回 月9回以上 3,428単位/月 ○加算・減算は予防給付と同様 ○国保連経由で審査・支払い 	<ul style="list-style-type: none"> ○(週1回程度)要支援1・事業対象者 346単位/回 月5回以上 1,505単位/月 ○(週2回程度)要支援2 356単位/回 月9回以上 3,085単位/月 ○加算・減算は予防給付と同様 ○国保連経由で審査・支払い
利用者負担	所得に応じて、1割～3割(介護保険負担割合証による)	
実施方法	事業者指定	

通所型サービスの人員・設備・運営基準等（指定事業者）（令和3年4月から9月）

サービス種別	総合事業通所介護(予防給付相当サービス)	総合事業通所型サービスA(指定)
基本方針	従来の介護予防通所介護と同様の基準	国のガイドラインに準じた基準(市が要綱等にて規定)
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ○管理者※ 常勤・専従 1 ○生活相談員 専従 1 以上 ○看護職員 専従 1 以上 ○介護職員 利用者が 15 人まで 専従 1 以上 利用者が 15 人を超える場合 利用者 1 人につき専従 0. 2 以上 ○機能訓練指導員 1 以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○管理者※ 専従 1 ○従事者 利用者が 15 人まで 専従 1 以上 利用者が 15 人を超える場合 利用者 1 人につき専従 0. 1 以上 <p>※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ○食堂・機能訓練室 利用定員 × 3 m² 以上 ○静養室・相談室・事務室 ○消火設備その他の非常災害に必要な設備 ○必要なその他の設備、備品 	<ul style="list-style-type: none"> ○サービスを提供するために必要な場所（利用定員 × 3 m² 以上） ○必要な設備、備品
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ○個別サービス計画の作成 ○サービス提供状況の報告は毎月実施 ○計画期間終了までにモニタリング（評価）を実施 ○運営規程等の説明・同意 ○提供拒否の禁止 ○従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	

総合事業通所介護・通所型サービスと一体的に実施する場合の介護給付の基準（指定事業者）（令和3年4月から9月）

		総合事業通所介護と一体的に実施する場合の通所介護	総合事業通所型サービスと一体的に実施する通所介護
一体的に行う場合の介護給付の基準	人員基準	<p>○現行と同様、従事者が専従要件を満たしているものとみなし、要介護者と要支援・事業対象者を合わせた人数で介護給付の基準を満たすこと。</p> <p>○管理者※ 常勤・専従1 ○生活相談員 専従1以上 ○看護職員 専従1以上 ○介護職員 利用者が15人まで 専従1以上 利用者が15人を超える場合 利用者1人につき専従0.2以上</p> <p>○機能訓練指導員 1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p> <p>【例】 利用者が要介護者20人、要支援者・事業対象者10人の場合 →介護職員 4人以上</p>	<p>○従事者が専従要件を満たしているものとみなし、要介護者だけで介護給付の基準を満たすこと（介護給付の基準は緩和されない）。総合事業通所型サービスの利用者については基準を緩和する。</p> <p>○管理者※ 常勤・専従1 ○生活相談員 専従1以上 ○看護職員 専従1以上 ○介護職員 利用者が15人まで 専従1以上 利用者が15人を超える場合 要介護者：利用者1人につき専従0.2以上 要支援者・事業対象者：利用者1人につき専従0.1以上</p> <p>○機能訓練指導員 1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p> <p>【例】 利用者が要介護者20人、要支援者・事業対象者10人の場合 →介護職員 2人以上+1人以上</p>
	設備基準	<p>○食堂・機能訓練室 利用定員×3㎡以上 ○静養室・相談室・事務室 ○消火設備その他の非常災害に必要な設備 ○必要なその他の設備、備品</p>	
	運営基準	<p>○個別サービス計画の作成 ○サービス提供状況の報告は毎月実施 ○計画期間終了までにモニタリング（評価）を実施 ○運営規程等の説明・同意 ○提供拒否の禁止 ○従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供 等</p>	

通所型サービスの類型（指定事業者）（令和3年10月以降）

コード：A6

サービス種別	総合事業通所介護(従前相当サービス)	総合事業通所介護(従前相当サービス)(半日型)
対象者	要支援1・要支援2・事業対象者	
サービスの内容	<ul style="list-style-type: none"> ○従来の予防相当基準で1日型のデイサービス ○生活機能の向上トレーニングを行うことで、改善や維持が見込まれるよう機能訓練を中心に実施する ○入浴を含む健康相談や生活指導、機能訓練を含む運動、送迎、食事 	<ul style="list-style-type: none"> ○従来の予防相当基準で半日型(※)のデイサービス ○個々に合ったトレーニングやレクリエーションを半日行うことで、改善や維持が見込まれるよう機能訓練を実施する ○健康相談や生活指導、機能訓練を含む運動、送迎、(食事、入浴) <p>※半日型・・・サービス提供時間が4時間以下のもの</p>
ケアマネジメントの類型	ケアマネジメントA(原則的なケアマネジメント)	
単価	<ul style="list-style-type: none"> ○(週1回程度)要支援1・事業対象者 384単位/回 月5回以上 1,672単位/月 ○(週2回程度)要支援2 395単位/回 月9回以上 3,428単位/月 ○加算・減算は予防給付と同様 ○国保連経由で審査・支払い 	<ul style="list-style-type: none"> ○(週1回程度)要支援1・事業対象者 346単位/回 月5回以上 1,505単位/月 ○(週2回程度)要支援2 356単位/回 月9回以上 3,085単位/月 ○加算・減算は予防給付と同様 ○国保連経由で審査・支払い
利用者負担	所得に応じて、1割～3割(介護保険負担割合証による)	
実施方法	事業者指定	

通所型サービスの人員・設備・運営基準等（指定事業者）（令和3年10月以降）

サービス種別	総合事業通所介護（従前相当サービス）
基本方針	従来の介護予防通所介護と同様の基準
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ○管理者※ 常勤・専従 1 ○生活相談員 専従 1 以上 ○看護職員 専従 1 以上 ○介護職員 利用者が 15 人まで 専従 1 以上 利用者が 15 人を超える場合 利用者 1 人につき専従 0.2 以上 ○機能訓練指導員 1 以上 <p>※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ○食堂・機能訓練室 利用定員 × 3 m² 以上 ○静養室・相談室・事務室 ○消火設備その他の非常災害に必要な設備 ○必要なその他の設備、備品
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ○個別サービス計画の作成 ○サービス提供状況の報告は毎月実施 ○計画期間終了までにモニタリング（評価）を実施 ○運営規程等の説明・同意 ○提供拒否の禁止 ○従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供 等

総合事業通所介護と一体的に実施する場合の介護給付の基準（指定事業者）（令和3年10月以降）

総合事業通所介護と一体的に実施する場合の通所介護

一体的に行う場合の介護給付の基準

人員基準

- 現行と同様、従事者が専従要件を満たしているものとみなし、要介護者と要支援・事業対象者を合わせた人数で介護給付の基準を満たすこと。
- 管理者※ 常勤・専従 1
- 生活相談員 専従 1 以上
- 看護職員 専従 1 以上
- 介護職員 利用者が 15 人まで 専従 1 以上
利用者が 15 人を超える場合
利用者 1 人につき専従 0.2 以上
- 機能訓練指導員 1 以上
- ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
- 【例】
利用者が要介護者 20 人、要支援者・事業対象者 10 人の場合
→介護職員 4 人以上

設備基準

- 食堂・機能訓練室 利用定員 × 3 m² 以上
- 静養室・相談室・事務室
- 消火設備その他の非常災害に必要な設備
- 必要なその他の設備、備品

運営基準

- 個別サービス計画の作成
- サービス提供状況の報告は毎月実施
- 計画期間終了までにモニタリング（評価）を実施
- 運営規程等の説明・同意 ○提供拒否の禁止
- 従事者の清潔の保持・健康状態の管理
- 秘密保持等 ○事故発生時の対応
- 廃止・休止の届出と便宜の提供 等

通所型サービスの類型（指定事業者以外）

サービス種別	総合事業通所型サービスA（委託）	総合事業通所型サービスB（住民主体）
対象者	要支援1・要支援2・事業対象者	要支援1・要支援2・事業対象者・一般高齢者
ケアマネジメントの類型	ケアマネジメントB(簡略化したケアマネジメント)	ケアマネジメントC(初回のみでのケアマネジメント)
個別サービス計画	—	
サービス提供状況の報告	—	
モニタリング(評価)	計画期間(概ね1年)終了時まで実施	—
内容・単価	<ul style="list-style-type: none"> ○基準を緩和した半日型のデイサービス ○個々に合ったトレーニングやレクリエーションを半日行うことで、改善や維持が見込まれるよう機能訓練を実施する ○健康相談や生活指導、機能訓練を含む運動、(送迎、食事、入浴) ○委託料 2,187円/人 	<ul style="list-style-type: none"> ○運動教室、認知症予防のための脳トレなど ○参加者が10名程度 ○半数以上が高齢者 ○参加者の中に要支援者又は事業対象者が2名以上 ○週1回程度の開催(最低2回/月) ○開催に対する補助金 週1回まで 10,000円/回 ○移動支援加算 週1回まで 上限5,000円/回
利用者負担	自由設定	
実施方法	事業者委託	代表者申請

訪問型サービスの類型(指定事業者)(令和3年4月から)

コード:A2

サービス種別	総合事業訪問介護(従前相当サービス)
対象者	要支援1・要支援2・事情対象者
ケアマネジメントの類型	ケアマネジメントA (原則的なケアマネジメント)
個別サービス計画	ケアプランに沿って作成(現行の介護予防訪問介護計画に準ずる)
サービス提供状況の報告	毎月実施
モニタリング(評価)	計画期間(概ね1年)終了時まで実施。
単価	<p>○週1回程度 268単位/回 月5回以上 1,176単位/月 ○週2回程度 272単位/回 月9回以上 2,349単位/月 ○週3回以上 287単位/回 月13回以上 3,727単位/月 (要支援2のみ)</p> <p>・加算、減算は予防給付と同様 ・国保連経由で審査・支払</p>
利用者負担	所得に応じて1割～3割(介護保険負担割合証による)
実施方法	事業者指定

訪問型サービスの人員・設備・運営基準等(指定事業者)

サービス種別	総合事業訪問介護(従前相当サービス)
サービス内容	訪問介護員等による身体介護、生活援助
対象者とサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース ○認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ○退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 <p>※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</p>
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ○管理者 常勤専従1(支障がない場合は兼務可) ○訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 (介護福祉士、介護職員初任者研修修了者) ○サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 (介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等に従事した介護職員初任者研修修了者)
設備基準	<p>(現行の基準と同様)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ○必要な設備、備品
運営基準	<p>(現行の基準と同様)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個別サービス計画の作成 ○運営規程等の説明・同意 ○提供拒否の禁止 ○訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供 等

総合事業訪問介護と一体的に実施する場合の介護給付の基準(指定事業者)

総合事業訪問介護と一体的に実施する場合の訪問介護

一体的に行う場合の介護給付の基準

人員基準

○訪問介護と総合事業訪問介護の利用者を合わせた数で介護給付の基準を満たす

- ・ 管理者 常勤専従 1 人
- ・ 訪問介護員等 常勤換算 2.5 人以上
- ・ サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者 40 人に 1 人以上

【例】

利用者が要介護者 40 人、要支援者 40 人、事業対象者 40 人の場合

- ・ 訪問介護員等 常勤換算 2.5 人以上
- ・ サービス提供責任者 3 人以上

設備基準

(現行の基準と同様)

- ・ 事業の運営に必要な広さを有する専用の区画
- ・ 必要な設備、備品

運営基準

(現行の基準と同様)

- ・ 個別サービス計画の作成
- ・ 運営規程等の説明・同意
- ・ 提供拒否の禁止
- ・ 訪問介護員等の清潔の保持
- ・ 健康状態の管理
- ・ 秘密保持等 ・ 事故発生時の対応
- ・ 廃止・休止の届出と便宜の提供 等

訪問型サービスの類型(指定事業者以外)

サービス種別	総合事業訪問型サービスB(住民主体)
対象者	要支援1・要支援2・事業対象者
ケアマネジメントの類型	ケアマネジメントC (初回のみ of ケアマネジメント)
個別サービス計画	—
サービス提供状況の報告	—
モニタリング(評価)	—
補助額	<ul style="list-style-type: none"> ○住民が主体的に運営する生活支援ボランティア等に対する補助 ○利用者1人につき 5,000円/月 ○訪問1回につき 500円(利用者1人につき1か月5回まで)
利用者負担	自由設定
実施方法	代表者申請

介護予防ケアマネジメントの類型

	ケアマネジメントA	ケアマネジメントB	ケアマネジメントC
対象サービス	従前相当訪問介護 従前相当通所介護 従前相当通所介護(半日型)	総合事業通所型サービスA(委託)	訪問型B・通所型B サロン・こつこつ 一般介護予防事業等
必要書類	必要書類: 契約書、重要事項説明書、個人情報の同意書		サービス利用申請書等
アセスメント	実施		
介護予防サービス・ 支援計画原案の作成	実施 (最大12か月)	実施 (原則12か月)	実施 (簡易式)
サービス担当者会議の開催	実施	初回以降は必要時 計画は関係者間で共有	不要
利用者への説明・同意	実施		
介護予防サービス・ 支援計画書の決定交付	実施		
モニタリング	毎月実施 (3か月に一度は必ず自宅訪問)	3か月に一度は必ず面談	不要
評価	実施 (12か月の場合は6か月、その他は必要に応じて)		不要

熱海市介護予防ケアマネジメントの費用

ケアマネジメントプロセス	ケアマネジメント類型	ケアプラン	サービスの種類	ケアマネジメント費
原則的なケアマネジメント	ケアマネジメントA	作成あり	従前相当訪問介護 従前相当通所介護 従前相当通所介護(半日型)	4,380円(基本報酬) +3,000円(初回加算) +3,000円(委託連携加算)(1人につき1回のみ)
簡略化したケアマネジメント	ケアマネジメントB		総合事業通所型サービスA(委託)	3,940円(基本報酬) +3,000円(初回加算)
初回のみ ケアマネジメント	ケアマネジメントC		訪問型サービスB 通所型サービスB サロン こつこつ 一般介護予防事業等	4,380円(基本報酬) +3,000円(初回加算) ※プラン作成時にのみ算定されるもので、前回算定後6か月を経過する前の算定はできない。